

## 平成21年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成21年4月17日（金）11時00分～11時20分

場 所 1号館4階 総務部長室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部人事課長、総務部会計課長、整備部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、食糧部食糧調整課長、生産経営流通部農産課長（代理：総務補佐）、農村計画部農村振興課長、統計部統計調整課長

### 概 要

1. 委員会の趣旨について説明
2. 農林水産省発注者綱紀保持規程の概要について説明
3. 平成21年度発注者綱紀保持研修等について説明
4. そ の 他

以 上

## 1. 発注者綱紀保持委員会の趣旨

農林水産省においては、これまで公共工事における談合等の不正行為を排除することを目的に公共調達に適正化のための様々な取組みを行ってきたが、平成19年3月に地方農政局発注の水門工事に関して大規模な談合事件が、また、同年5月には緑資源機構の発注に関し、当省OBが関与した官製談合事件がそれぞれ発覚した。

このような中、農林水産省における入札談合防止対策の強化策の一環として、平成19年7月31日に発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することを目的とする「農林水産省発注者綱紀保持規程」(平成19年農林水産省訓令 第22号)が制定され、本省においては平成19年8月3日に、九州農政局においては平成19年9月19日に「発注者綱紀保持委員会」を設置し、発注者の綱紀保持についての対策がとられることとなった。

### 【主な経緯】

平成19年3月15日	「農林水産省における入札談合防止対策の強化について」の報道発表 ※(資料1)参照
平成19年7月31日	訓令、規則施行
平成19年8月3日	本省において「農林水産省本省発注者綱紀保持委員会」の設置
平成19年8月16日	ホームページにて「発注者綱紀保持対策について」の事業者への周知 「発注者綱紀保持マニュアル」の配布
平成19年9月19日	「九州農政局発注者綱紀保持委員会」の設置
平成19年10月19日	本省において各部局等の研修、講習の企画立案担当者(地方農政局発注綱紀保持担当者等)に対する研修の開催
平成19年10月26日	「平成19年度九州農政局発注者綱紀保持委員会(第1回)」の開催
平成20年4月18日	「平成20年度九州農政局発注者綱紀保持委員会(第1回)」の開催
平成20年12月22日	「平成20年度九州農政局発注者綱紀保持委員会(第2回)」の開催

### 九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領の概要

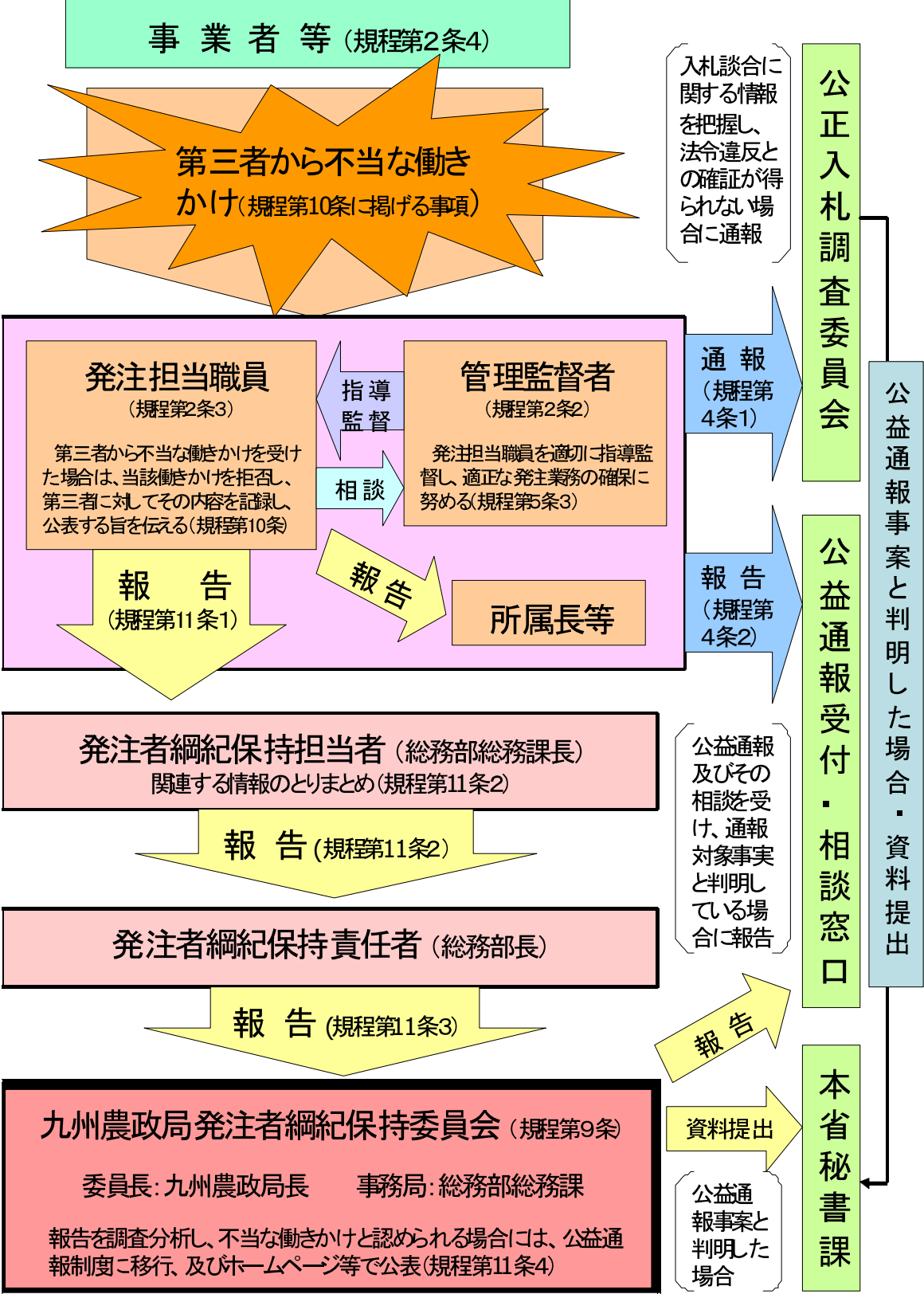
- (1) 委員会の構成 別紙委員会名簿のとおり ※(資料2)参照
- (2) 委員会事務の内容

委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ① 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関する事。
  - ② 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
  - ③ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
  - ④ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。
- (3) 会議の開催時期
- ① 定例会議は、委員長（局長）が招集し、原則として毎年度2回開催する。
  - ② 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集し、開催する。

# 発注者綱紀保持の流れ

(第三者から不当な働きかけのあった場合の対応) の概要



## 平成21年度発注者綱紀保持研修等の実施方針について

九州農政局における発注者綱紀保持のための研修については、発注を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修を実施する。

### 1. 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

### 2. 研修対象者

九州農政局本局、管内農政事務所、国営事業所等の発注担当職員及びその他の関係職員を対象とする。

### 3. 必要に応じて、公正取引委員会及び本省大臣官房経理課等に講師派遣を依頼する。

### 4. その他

上記研修に加え、管内事業所等の諸会議においても必要に応じ、説明の場を設ける。